

証券コード 504A
(発送日) 2026年3月11日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月4日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎三丁目5番11号
目黒ヴィラガーデン5階
イノバセル株式会社
代表取締役 Co-CEO ノビック・コーリン
代表取締役 Co-CEO シーガー・ジェイソン

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、会社法第325条の3に定める情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、下記のインターネット上の当社ウェブサイトにて「第5回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.innovacell.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（以下「東証」）のウェブサイトにも掲載しております。以下より東証上場会社情報サービスにアクセスしていただき、銘柄名（イノバセル）又は証券コード（504A）を入力・検索して、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状にご押印の上、当社まで書面又は電子メールでお送りいただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日)
午前10時開会(日本時間)※30分前に開場いたします。
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都港区芝二丁目7番17号
住友芝公園ビル6階 ベルサール芝公園
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第5期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
(各議案の概要につきましては、「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」記載のとおりであります。)

以 上

なお、電子提供措置事項その他の事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

2025年1月1日から
2025年12月31日まで

1. 株式会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、地域ごとにばらつきがみられるものの、総じて底堅く回復を続ける状況となりました。米国や中国など主要国における景気減速の影響もあり、全体の回復ペースはやや鈍化したものの、先行きにかけても緩やかな成長基調が維持される見通しです。米国では、物価動向や雇用情勢の影響から足元で景気に弱さがみられる一方、物価上昇圧力の落ち着きや金融政策の変更が徐々に効果を発揮することで、来期以降は景気の持ち直しが期待される環境となっています。欧州では、関税政策や外需の弱さが重石となる一方、主要国の財政支出や内需が景気を支える形で、緩やかな回復が続く展開となりました。同期間における日本経済は、賃上げの広がりや物価高の一服を背景とした個人消費が景気を下支えし、内需中心に緩やかな回復が続いたほか、企業の設備投資意欲も堅調に推移しました。こうした環境の中で、景気は総じて安定した回復基調を維持しています。一方で、AI 関連投資や金融市場の調整、ウクライナ情勢や中東地域をはじめとした地政学リスクの高まりなど、世界経済をめぐる不確実性は依然として払拭されておらず、引き続き慎重な見極めが求められる状況が続いています。

再生医療分野を取り巻く事業環境につきましては、高齢化の進展や慢性疾患患者の増加を背景に、市場規模は中長期的に拡大基調にあります。幹細胞治療、組織工学、遺伝子治療等の先端技術に関する研究開発が活発化しており、特に細胞治療分野では iPS 細胞を活用した取り組みが進展しています。また、日本国内においては、再生医療等製品に関する承認制度の整備や審査プロセスの迅速化が進められており、新規製品の市場投入を後押しする環境が整いつつあります。世界的にも、医療ニーズの高度化や技術革新を背景に再生医療への期待は高まっており、同分野は今後も医薬品・医療分野における重要な成長領域の一つとして発展が見込まれています。

このような経済環境の中、当社グループは 2022 年より取り組んでいる ICEF15 第Ⅲ相国際共同治験（以下、本試験）の推進に注力いたしました。当事業年度において、日本及び欧州で治験参加施設の見直しや患者募集広告を実施するなど、CRO(医薬品開発業務受託機関)と連携して募集促進を行いました。その結果、当連結会計年度末における、グローバル全体で筋組織の採取が行われた（無作為化された）患者数は 204 例、うち移植まで完了した患者数は 164 例となっています。

以上のような事業活動の結果、当事業年度の経営成績は、研究開発費 264,333 千円等を計上した結果、営業損失 701,633 千円（前年は 636,452 千円の損失）、経常損失 752,702 千円（前年は 771,949 千円の損失）、当期純損失 753,912 千円（前年は 772,899 千円の損失）となりました。

なお、当社は、2026 年 1 月 19 日に株式会社東京証券取引所の上場承認を受け、2026 年 2 月 24 日に同取引所グロース市場へ上場いたしました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は 802 千円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・ 工具、器具及び備品：本社オフィス備品 802 千円

③ 資金調達の状況

当事業年度中において、普通株式、ラチェット型新株予約権の発行により、合計 4,280,328 千円の調達（Debt-Equity-Swap（以下、DES）によるものを除く）を行いました。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2022 年 12 月期)	第 3 期 (2023 年 12 月期)	第 4 期 (2024 年 12 月期)	第 5 期 (当事業年度) (2025 年 12 月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	—
経 常 損 失 (△) (千円)	△514,321	△515,539	△771,949	△752,702
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△515,271	△516,489	△772,899	△753,912
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△20.64	△19.45	△28.89	△23.50
総 資 産 (千円)	2,129,975	2,463,332	4,062,036	7,539,500
純 資 産 (千円)	1,811,061	2,129,572	3,637,134	7,444,669
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	68.13	48.68	119.95	163.28

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Innovacell GmbH	627 千ユーロ	100.0%	再生医療等製品の研究開発

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社に準ずる会社（外国法人）の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社に準ずる会社の名称	Innovacell GmbH
特定完全子会社に準ずる会社の住所	オーストリア共和国インスブルック市
当社における特定完全子会社に準ずる会社の株式の帳簿価額	5,077,705 千円
当社の総資産額	7,539,500 千円

(4) 対処すべき課題

① 経営方針

当社は、ヒト細胞を用いた新たな治療製品・治療方法（細胞治療製品）を軸に幅広く医薬品・医療機器シーズを世界各国で探索・発掘し、それらのシーズを開発してグローバル市場において商業化することを通じて、患者さまの健康とQOLの向上に貢献することを目的としております。

細胞治療製品の研究開発を行う企業に多く見られるビジネスモデルとして、特定の技術やシーズ・パイプラインにフォーカスするモデルが挙げられます。これに対して当社は、必ずしも特定の技術やシーズ・パイプラインにこだわることなく、専門的知見・経験・人的ネットワークに基づいて有望な商業化ポテンシャルを有する細胞治療・再生医療シーズをグローバルに発掘し、当該シーズに必要な事業インフラをグローバルに調達して自社パイプラインに組み入れて開発を進めながら各パイプラインに最適なビジネスモデルを構築した上で商業化していくことで自らの収益ポートフォリオを構築・拡充する「細胞治療・再生医療グローバルアグリゲーションモデル」を採用しております。

② 経営環境

世界には、目覚ましい進歩を遂げてきた医薬品・医療技術を以てしてもなお十分な治療を施すことができない「アンメット・メディカル・ニーズ（未充足の治療ニーズ）」が存在します。このようなアンメット・メディカル・ニーズを解消するため、従来の低分子化合物だけでなく様々な新規モダリティ（創薬基盤技術）の研究開発が進められてきました。ヒト細胞を治療に用いる細胞治療・再生医療もそういった新規モダリティの1つです。原料となる細胞や細胞加工技術に関する研究開発の進歩を背景として、21世紀に入って細胞治療・再生医療製品の商業化が世界各国で本格化しました。またこのような商業化の流れとともに、細胞治療・再生医療の商業化に必要な事業インフラ（薬事法規制、受託製造施設、各種専門人材など）の整備が進み、細胞治療・再生医療の研究開発を手掛ける企業は、必ずしも全ての事業インフラを自社で賄う必要がなく、外部から提供される事業インフラを活用することによって自らのパイプラインを商業化することが可能な環境が整ってきました。ただし、これらの事業インフラの多くはそれぞれの領域に特化した専門プレーヤーによって提供されており、さらに間断ない技術の進歩によって常に新しい事業インフラが登場する状況です。一方で、事業インフラを提供する事業会社においては、各社の重点領域への特化がトレンドになっております。従って、細胞治療・再生医療製品を患者さまに届けるために必要となる事業インフラの確保にあたっては、個々のシーズに最適なインフラ提供者を見極めることが重要となっております。換言すると、世界各国の細胞治療・再生医療研究開発企業に共通する課題は「どのようにしてこれらの外部事業インフラの中から最適なものを選定・調達して自社のパイプラインを商業化するか」であると言えます。

当社特有の事業環境を見ると、現在当社グループは失禁領域（尿失禁、便失禁）をターゲットとする3つの自家細胞治療パイプラインの開発・商業化に取り組んでおりますが、この失禁領域には多くの潜在患者さまの存在が想定され、かつアンメット・メディカル・ニーズが存在します。一方で、失禁領域には当社パイプラインと類似する承認済み競合品が現在見当たらない状況となっております。

③ 経営戦略等

当社は「細胞治療・再生医療グローバルアグリゲーションモデル」を基本的な事業モデルとして採用し、このモデルに基づいて個別のパイプラインの研究開発を推進し、さらにそれらパイプラインについて個々の開発に最適なモデルを選択してそれらの商業化を推進していく方針です。

現在当社グループが取り組む3つの自家細胞治療パイプラインにおいては、最優先課題として、まずは欧州及び日本で第Ⅲ相国際共同治験を実施している ICEF15 の日欧薬事承認取得に注力いたします。また、世界最大の市場規模を有する米国を ICEF15 の第Ⅲ相国際共同治験の参加国として組み入れる準備を並行して進めており、ICEF15 のグローバルな商業化による早期の事業収益獲得を目指します。

また ICEF15 に続くパイプラインの開発として、ICEF16 の第Ⅰ／Ⅱ相臨床試験開始準備、後期第Ⅱ相臨床試験実施済みの ICES13 の臨床開発推進に戦略的に取り組みます。ICEF15 を上回る市場規模が期待される漏出性便失禁をターゲット疾患とする ICEF16 は、販売時に同じ便失禁の一種である切迫性便失禁をターゲット疾患とする ICEF15 とのクロスセリングが期待できるパイプラインです。腹圧性尿失禁をターゲットとする ICES13 は、ICEF15 と同じ細胞ソース（自家骨格筋由来細胞）を用いて同じ種類の筋肉組織（骨格筋組織）に作用することを想定しており、開発が先行している ICEF15 が先に薬事承認を取得した場合には ICES13 の開発成功確率も高まると考えられます。

さらにこれらの活動と並行して、当社は研究開発パイプラインを拡充すべく新たなシーズ探索をグローバルレベルで継続しています。その第一弾として、2023年より開始された杉山庸一郎教授（現、佐賀大学医学部耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座）との共同研究である「筋芽細胞移植による嚥下機能改善効果の検証についての基礎研究」があります。この共同研究は ICEF15 の適応拡大可能性を模索する活動の一環です。近年の人口高齢化に伴って、日本では加齢に伴う嚥下機能低下を有する高齢者が増加しており、高齢者が罹患する肺炎の約7割が誤嚥性肺炎であるとされています。またがんに対する化学療法や放射線療法の発達によってがん生存率が上昇傾向にある一方で、摂食嚥下障害を有するがんサバイバーの増加が予想されています。このような嚥下障害者の増加は、日本に限らず高齢化が進む世界各国の共通課題であると考えられます。

このような新しい研究開発パイプラインの拡充は「細胞治療・再生医療グローバルアグリゲーションモデル」における研究開発シーズの「仕入れ」にあたります。パイプラインの拡充については、将来期待収益の拡大、特定パイプラインへの依存の回避を通じたリスクヘッジ、細胞治療・再生医療製品に関する広範かつ深い知見・ノウハウの獲得など、多くの戦略的メリットが期待されます。

④ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

上述の経営戦略の推進にあたって、当社グループが優先的に対処すべき課題として以下のものが挙げられます。

(i) 日本における ICEF15 薬事承認取得及び承認取得後商業化体制の構築

日本における ICEF15 第Ⅲ相国際共同治験については、20～30例を目途とした患者さま組入れを現在進めているところであり、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページにおける主たる治験情報リスト（加工細胞等）に記載されております。

日本における ICEF15 の商業化については、事業価値最大化と実行難易度の両面から最適なモデルを検討しております。現在複数の医薬品関連企業と法的拘束力を有しない基本合意書を締結

して具体的な販売・マーケティング提携交渉を進めており、また複数の製造受託企業と守秘義務契約を締結して製造委託へ向けた交渉を行っているところです。

また、当社は、2024年11月19日付けでアルフレッサ株式会社と業務提携基本契約を締結し、ICEF15の日本国内における独占的卸売販売権等を同社に対して付与いたしました。これにより、開発が最終段階に入っているICEF15の日本における販売に向けた流通体制の整備を着実に進める方針です。さらに、アルフレッサ株式会社とは、当該提携を通じて、日本国内におけるICEF15の商業化及びICEF15以外のパイプライン製品の製造・卸売販売等に関する協業に向けた検討を進めていく方針です。

(ii) 欧州におけるICEF15薬事承認取得及び承認取得後商業化体制の構築

欧州においては、日本に先行して、2022年5月よりICEF15第Ⅲ相国際共同治験への患者組み入れを進めております。

また、欧州におけるICEF15の商業化準備も推進しており、欧米において医薬品・再生医療等製品の商業化サービスを包括的に提供している企業との間でタムシートを締結した上で、現在本契約締結へ向けた交渉を行なっているところです。

(iii) 米国におけるICEF15第Ⅲ相国際共同治験の開始

世界最大の国別市場である米国におけるICEF15第Ⅲ相国際共同治験の実施については、2025年7月から米国FDA（Food and Drug Administration、アメリカ食品医薬品局）とのType B Meeting（臨床試験開始前段階の協議）及びType C Meeting（製造に関する協議）を開始しました。また、並行して米国におけるICEF15の商業化準備も推進しており、上述の欧州における交渉先企業との間でタムシートを締結した上で、現在本契約締結へ向けた交渉を行なっているところです。

(iv) ICEF16・ICES13の臨床開発の推進

漏出性便失禁をターゲット疾患とするICEF16については、2026年における第Ⅰ／Ⅱ相臨床試験の開始へ向けた準備作業が推進中です。

腹圧性尿失禁をターゲットとするICES13は、これまでに後期第Ⅱ相臨床試験まで完了しています。今後ピボタル試験（主たる試験）の実施へ向けた準備を進める予定です。

(v) 研究開発パイプラインポートフォリオの拡充

当社グループの主要メンバーが日米欧の細胞治療・再生医療関連パートナーリングイベント・学術会議等に積極的に参加し、最新情報の収集とパイプライン拡充機会の探索に努めております。

その第一弾として、2023年より開始された杉山庸一郎教授（現、佐賀大学医学部耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座）との共同研究である「筋芽細胞移植による嚥下機能改善効果の検証についての基礎研究」があります。さらに、現在複数の研究開発シーズに関する導入交渉を行なっております。

(vi) 資金調達及び自己資本の充実

上述のICEF15商業化準備、自家細胞治療パイプラインの開発推進・加速、及び更なる研究開発パイプラインの拡充などを行うために、当社グループは適切なタイミングで着実に資金調達を行なっていく必要があります。また、債務超過状態を避けるために、当社グループはこういった研究開発投資及び商業化準備投資に応じて適切なタイミングで着実に自己資本の充実を図っていく必要があります。

当社グループはシリーズD資金調達活動及び株式上場（2026年2月24日付け）を完了して当面の所要資金を確保しましたが、引き続き必要資金の調達、資金調達手段の拡充、及び自己資本の充実を図っていく方針です。なお、上述の ICEF15 の事業提携交渉は、契約一時金やマイルストーン収入を通じた資金調達活動及び自己資本充実活動としての側面も有します。

(vii) 組織体制の強化、人材の獲得

当社は、作業のデジタル化や外部リソースの活用に積極的に取り組むことで小規模な組織体制による効率的運営を実現しておりますが、今後上述のような事業活動をおこなっていくためには組織体制の強化と適切な人材の獲得を行なっていく必要があります。当社では継続的に必要な人材の採用を行ない、小規模組織の長所を維持しつつ組織体制の拡充に努めております。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

細胞治療・再生医療研究開発事業

現在当社グループは患者さまご自身から採取した細胞（自家細胞）を用いた再生医療等製品の研究開発・事業化に取り組んでおります。

現在当社グループが研究開発を行っているパイプラインは以下の3つです。

名称	対象疾患	使用する細胞の種類	現在の研究開発ステージ
ICEF15	切迫性便失禁	自家骨格筋由来細胞 (aSMDC)	現在日本及び欧州で第III相臨床試験を実施中
ICES13	腹圧性尿失禁	自家骨格筋由来細胞 (aSMDC)	第IIb相臨床試験まで実施済み
ICEF16	漏出性便失禁	骨格筋由来平滑筋細胞 (skSMC)	第I/II相臨床試験開始へ向けて前臨床試験等を行っている段階

(6) 主要な営業所（2025年12月31日現在）

本社 東京都品川区上大崎3丁目5番11号 目黒ヴィラガーデン5階

(7) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

使用人数	当事業年度中の増減
13名	5名増

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 133,300,000 株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 33,335,702 株

(3) 株主数

普通株式 181 名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Peppermint Grove Limited	3,609 千株	10.8%
Insanna Stiftung	3,607	10.8
シーズ・インベストメント有限責任事業組合	2,464	7.4
Colin Lee Novick	2,291	6.9
Jason David Sieger	2,291	6.9
Rainer Marksteiner	2,140	6.4
坂 野 敦	1,643	4.9
Glymur Biotech Ventures LP	1,339	4.0
アルフレッサ株式会社	1,176	3.5
山 田 敏 治	791	2.4

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 の 1 株 予 約 権	第 1 回 の 2 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022 年 12 月 13 日	2022 年 12 月 13 日
新 株 予 約 権 の 数		305,200 個	182,500 個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 305,200 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)	普通株式 182,500 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 720 円 (1 株当たり 720 円)	新株予約権 1 個当たり 720 円 (1 株当たり 720 円)
権 利 行 使 期 間		2024 年 12 月 14 日から 2032 年 12 月 13 日まで	2024 年 12 月 14 日から 2032 年 12 月 13 日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 状 況 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 305,200 個 目的となる株式数 305,200 株 保有者数 3 名	新株予約権の数 182,500 個 目的となる株式数 182,500 株 保有者数 1 名
	社外取締役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
	監 査 役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名

(注) 行使の条件は下記のとおりです。

- ①新株予約権の割り当てを受けた者であって、2022 年 11 月 24 日において当社又は当社子会社に在籍するもの（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合（この場合において、当該退任又は当該定年退職の後においても行使可能な新株予約権の数は、当該退任の時又は当該定年退職の時において当社との関係において行使可能となっていた数に限られるものとする。）、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥上記②の定めに関わらず、本新株予約権者は、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた日以降当該買収の効力発生日の 5 日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。
 - a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の 50% 未満となること。
 - c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の 50% 未満となること。
 - d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の 50% 未満となること。
 - e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の 50% 未満となること。
 - f) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

		第 2 回 の 1 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022 年 12 月 13 日
新 株 予 約 権 の 数		16,300 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,300 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 720 円 (1 株当たり 720 円)
権 利 行 使 期 間		2024 年 12 月 14 日から 2032 年 12 月 13 日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
	監 査 役	新株予約権の数 16,300 個 目的となる株式数 16,300 株 保有者数 1 名

(注) 行使の条件は下記のとおりです。

- ①新株予約権の割り当てを受けた者であって、2022 年 11 月 24 日において当社又は当社子会社に在籍するもの（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合（この場合において、当該退任又は当該定年退職の後においても行使可能な新株予約権の数は、当該退任の時又は当該定年退職の時において当社との関係において行使可能となっていた数に限られるものとする。）、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥上記②の定めに関わらず、本新株予約権者は、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた日以降当該買収の効力発生日の 5 日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。
 - a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の 50%未満となること。
 - c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の 50%未満となること。
 - d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の 50%未満となること。
 - e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の 50%未満となること。
 - f) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 予 約 1 権	第 4 回 予 約 2 権
発 行 決 議 日		2025 年 7 月 24 日	2025 年 7 月 24 日
新 株 予 約 権 の 数		333,100 個	264,700 個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 333,100 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)	普通株式 264,700 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 850 円 (1 株当たり 850 円)	新株予約権 1 個当たり 850 円 (1 株当たり 850 円)
権 利 行 使 期 間		2027 年 7 月 25 日から 2035 年 7 月 24 日まで	2027 年 7 月 25 日から 2035 年 7 月 24 日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
使 用 人 へ の 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 333,100 個 目的となる株式数 333,100 株 交付者数 6 名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 交付者数 - 名
	子 会 社 の 使 用 人	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 交付者数 - 名	新株予約権の数 264,700 個 目的となる株式数 264,700 株 交付者数 8 名

(注) 行使の条件は下記のとおりです。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 上記②の定めに関わらず、本新株予約権者は、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた日以降当該買収の効力発生日の 5 日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。
 - (a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - (b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の 50%未満となること。
 - (c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の 50%未満となること。
 - (d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の 50%未満となること。
 - (e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の 50%未満となること。
 - (f) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

		第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022 年 12 月 13 日
新 株 予 約 権 の 数		168,300 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 168,300 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新株予約権の払込金額		9.9 円 (新株予約権 1 個につき)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 720 円 (1 株当たり 720 円)
権 利 行 使 期 間		2024 年 12 月 14 日から 2032 年 12 月 13 日まで
行 使 の 条 件		(注)
役員等の 保有状況	取 締 役	新株予約権の数 76,200 個 目的となる株式数 76,200 株 保有者数 3 名
	監 査 役	新株予約権の数 75,200 個 目的となる株式数 75,200 株 保有者数 2 名
	当 社 使 用 人	新株予約権の数 16,900 個 目的となる株式数 16,900 株 保有者数 1 名

(注) 行使の条件は下記のとおりです。

- ①新株予約権の割り当てを受けた者であって、2022 年 11 月 24 日において当社又は当社子会社に在籍するもの（以下「新株予約権者」という。）は、いずれかの国で ICEF15 の薬事承認（当該薬事承認は、日本国において厚生労働大臣からの製造販売承認を意味するものとし、他の国においても同趣旨のものを意味する。）が得られた場合、新株予約権の行使が可能となる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から 2023 年 8 月 31 日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第 199 条第 3 項・同第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なるものと認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
- (b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- ③新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合（この場合において、当該退任又は当該定年退職の後においても行使可能な新株予約権の数は、当該退任の時又は当該定年退職の時において当社との関係において行使可能となっていた数に限られるものとする。）、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ④新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ⑤新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。
- ⑥本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑦本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑧上記④の定めに関わらず、本新株予約権者は、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた日以降当該買収の効力発生日の 5 日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。
- a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

- b)当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- c)当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- d)当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- e)他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
- f)当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

	ラ チ ェ ッ ト 型 新 株 予 約 権
発 行 日	2025年8月13日
新 株 予 約 権 の 数	1 個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式 2,352,942 株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	2,000,000,700 円 (新株予約権1個につき)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1 円
権 利 行 使 期 間	行使条件を充足することを条件として、各本新株予約権は、割当日以降いつでも行使することができる
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 850 円 資本組入額 425 円
行 使 の 条 件	(注) (5)
保 有 人 数	1 名

(注) 新株予約権の内容の概要は下記のとおりです。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(a) 本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は、当会社の普通株式とする。

(b) 本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、行使される本新株予約権の払込金額の総額を本転換価額で除して得られた数とする。本新株予約権の行使により発生した端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本転換価額

「本転換価額」は下記のとおりとする。

(a) 適格資金調達（以下で定義する。）

適格資金調達が行われた場合、本転換価額は、当該資金調達における1株当たりの払込金額に0.9を乗じて得られた額（但し、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）を上限とする。）とする。

(b) 本償還日

割当日の24か月後の応当日（以下「本償還日」という。）における本転換価額は、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）とする。

(c) IPO（以下で定義する。）

適格資金調達の実行日若しくは本償還日若しくは当会社による支配権移転取引等の承認に先立ち、IPOが完了した際の本転換価額は、当該IPOに伴って実施される当会社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公募・売出価格に0.9を乗じて得られた額（但し、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、当該価額は適切に調整されるものとする。）を上限とする。）とする。

(d) 支配権移転取引等（以下で定義する。）

適格資金調達の実行日、本償還日又はIPOが完了した日に先立ち、当社が支配権移転取引等を承認した際の本転換価額は、850円（但し、転換対象株式について本調整事由（以下で定義する。）が発生した場合には、本転換価額は適切に調整されるものとする。）とする。

(e) 本発行要項に別途定める場合を除き、本発行要項中の下記の用語はそれぞれ下記の意味を有するものとする。

(i) 「適格資金調達」とは、2025年9月1日以降に当社が資金調達を主たる目的として行う（一連の）株式の発行（但し、当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が500,000,000円以上のものに限り、IPOを除く。）を意味する。

(ii)「IPO」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に定める金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在する取引所に当社の有価証券を上場することを意味する。

(iii)「支配権移転取引等」とは、(i)当社の資産の全部若しくは実質的に全部の売却、譲渡若しくはその他の処分、(ii)合併、株式交換、株式移転若しくは株式交付（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii)吸収分割又は新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、又は(iv)当社の総株主の議決権の過半数を表章する株式の譲渡又は移転を意味する。但し、かかる行為が当社の持株会社（当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立のみを目的とする場合、又は純粋な資金調達取引を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

(iv)「本調整事由」とは、株式分割、併合その他これらの場合に準じ調整を必要とする場合をいう。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

(4) 本新株予約権に行使することができる期間

下記第(5)号に定める行使条件を充足することを条件として、各本新株予約権は、割当日以降いつでも行使することができる。

(5) 本新株予約権の行使条件

本新株予約権は、下記の条件をいずれも満たす場合に行使することができる。

(a) (i)適格資金調達の実行、(ii)IPOの完了、(iii)支配権移転取引等の完了、(iv)本償還日の到来のいずれかの事由が発生したこと。
(b) 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出が、管轄政府機関に対して提出され、かつ、当該対内直接投資等に係る管轄政府機関による承認が得られ、又は同法に基づく提出を管轄政府機関が受理して以降30日が経過したこと。但し、本新株予約権を行使する者が外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出を要しないと認める場合にはこの限りではない。

(6) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

(a) 適格資金調達の完了を条件として、当該完了日（但し当該完了に先立ち）において、当社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従って金銭を交付する。

(b) IPOの完了を条件として、当該完了日（但し当該完了に先立ち）において、当社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(c) 本償還日において、当社は当該時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(d) 当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の取締役会が別に定める日において、当社は当該日の前日の時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(e) 当社が(a)号乃至(d)号に基づき本新株予約権を取得する場合、当社は、当該取得する日の2週間前までに、本新株予約権の保有者に対し、その旨及び転換対象株式の内容その他の条件を、書面により通知するものとする。

(f) 前五号にかかわらず、(a)号、(b)号、(c)号又は(d)号に基づく本新株予約権の転換対象株式への転換は、外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出が、管轄政府機関に対して提出され、かつ当該対内直接投資等に係る管轄政府機関による承認が得られ、又は同法に基づく提出を管轄政府機関が受理して以降30日が経過したことを条件とする。但し、本新株予約権を行使する者が外為法第27条第1項に基づく対内直接投資等に係る事前届出を要しないと認める場合にはこの限りではない。

(7) 譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得は、当社の取締役会の承認を要する。

(8) 資本金及び資本準備金

(a) 新株予約権の行使により株式が発行された場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、当該計算において端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

(b) 新株予約権の行使により株式が発行された場合に増加する資本準備金の額は、上記(a)号に定める資本金等増加限度額から、上記(a)号の定めにより増加する資本金の額を減じた額とする。

なお、2026年2月24日のIPOの完了に伴って、当社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公募・売出価格（1,350円）の決定に基づき「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が記載のとおり決定しました。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 C o - C E O	ノビック・コーリン	DiscGenics, Inc. 取締役（非常勤） Innovacell GmbH 取締役
代表取締役 C o - C E O	シーガー・ジェイソン	臨床開発部及び事業開発部管掌 Innovacell GmbH 取締役
取締役 CSO	ライナー・マークシュタイナー	Innovacell GmbH 取締役
取締役 CFO	細野 恭史	財務・管理部管掌 Innovacell GmbH 取締役
取締役	松澤 新	表参道スキンクリニック 株式会社メディスキン 代表取締役 シロノクリニック
常勤監査役	高木 茂	—
監査役	廣瀬 真利子	サンフラワー法律事務所代表弁護士、株式会社デジタルメディアプロフェッショナル社外監査役
監査役	上住 敬一	ビズアドバイザーズ株式会社代表取締役

- (注) 1. 松澤新氏は、社外取締役であり、常勤監査役高木茂氏、監査役廣瀬真利子氏及び監査役上住敬一氏は、社外監査役です。
2. 常勤監査役の高木茂氏は、上場企業において取締役や監査役等の要職を歴任しており、常勤監査役の業務に関する相当程度の知見を有しております。
社外監査役廣瀬真利子氏は、弁護士資格を有し、法律及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
社外監査役の上住敬一氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有し、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 上表記載の各兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
4. 当社は、社外取締役松澤新氏並びに社外監査役高木茂氏、社外監査役廣瀬真利子氏及び社外監査役上住敬一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 役員等賠償責任契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第 430 条の 3 第 1 項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員（既に退任または退職している者および保険期間中に当該役職に就く者を含みます。）を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び各監査役は、2026年2月24日付けにて、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を会社法第 425 条第 1 項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結いたしました。当該責任限定契約の概要は以下のとおりです。

- ・取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容についても、上記方針に沿って取締役会で議論の上決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社は、その職責において当社企業価値の中長期的向上に注力するために各取締役に適切なインセンティブを付与すること及び株主利益との連動を意識した内容とすることを取締役報酬体系の基本方針といたします。

各取締役の固定現金報酬額は外部専門家が作成する世界主要国類似バイオ企業報酬水準資料を参照して各取締役の職責・貢献度等を勘案して算定することとし、その決定は監査役・社外役員が参加する取締役会において行うことといたします。

なお、当社グループは国際的事業展開を推進していることから、当社取締役が海外グループ会社の取締役を兼務する場合があります。当該取締役の報酬等の合計額は、上述の基本的な考え方に基づいて、当社の株主総会でご承認頂いた範囲内で当社取締役会において決定いたします。その上で、当該取締役の報酬を海外グループ会社から支給することがあります。

また、当社は、株主と価値を共有して企業価値の中長期的向上に対する意欲を高めることを目的として、各取締役に対して株式関連報酬を支給することを検討する方針です。その報酬額等は、固定現金報酬と同様に、外部専門家が作成する世界主要国類似バイオ企業報酬水準資料を参照して各取締役の職責・貢献度等を勘案して算定することとし、その決定は監査役・社外役員が参加する取締役会において行う方針です。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	95百万円 (1)	95百万円 (1)	-百万円 (-)	-百万円 (-)	5名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	17 (17)	17 (17)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	113 (19)	113 (19)	- (-)	- (-)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2025年3月27日開催の第4回定時株主総会決議において年額500百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は0名)です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2025年3月27日開催の第4回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外 取締役 松 澤 新	2025年10月23日に当社の社外取締役に就任し、以後開催された4回の取締役会にすべて出席いたしました。就任から短期間で当社の事業に対する知見と理解を深めており、医師としての専門的見地からの当社事業に対する指導や助言、及び医療法人等の代表者としての経験に基づく当社取締役の職務執行への監督や助言を適宜行っております。
常勤社外 監査役 高 木 茂	当事業年度に開催された取締役会18回・監査役会12回の全てに出席いたしました。取締役会では上場企業等における取締役・監査役としての経験から積極的に意見を述べており、特に内部統制及び法令遵守について監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、監査役会としての議論を主導し取りまとめる機能を担っております。
社外 監査役 廣 瀬 真 利 子	当事業年度に開催された取締役会18回・監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社グループのコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外 監査役 上 住 敬 一	当事業年度に開催された取締役会18回・監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社グループの経理体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,320 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,240 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と準金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、特別目的の任意監査報酬として 1,920 千円を支出しております。
4. 当社の重要な子会社である Innovacell GmbH については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査法人アヴァンティアは、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、全社で共有すべき基本的な価値観や倫理観として、「誠実であること」、「常にポジティブであること」、「常にシンプルに考えること」、「柔軟さと規律を両立すること」、「多様性を尊重すること」の5つを定めるとともに、これらの基準の重要性を Co-CEO が全役職員に対して継続的に伝達する。

また、当社は、「コンプライアンス規程」及びコンプライアンス主管部署を定めて、コンプライアンス状況を監視し、研修及び会議等を通じて法令遵守の精神と高い倫理観を全役職員が常に共有できるように啓発を行う。

さらに、「内部監査規程」及び内部監査主管部署を定めて内部監査体制を運営し、当社の業務活動が法令・定款及び社内規程に準拠しているかどうかを定期的に監査する。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについて、「文書管理規程」及び法令に従い適切に保存及び管理するものとする。取締役、監査役及びそれらに指名された従業員はこれらの文書を常時閲覧できる。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理主管部署を定めて、「リスク管理規程」など関連規程を整備し、研修・教育を実施して、当社グループを取り巻く様々なリスクの要因に的確に対処できる管理体制を整備する。

また当社は、当社グループの正常な事業活動に著しい影響を及ぼす事態が発生した場合の対応体制を構築することで損失の極小化に努める。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、以下のような経営管理体制を構築することで、当社グループの取締役の効率的な職務執行を確保する。

即ち、当社各部署及び当社グループ各社において年度予算を含む中長期事業計画案並びに当該予算案及び事業計画案達成のために必要な施策を立案し、当社取締役会において当社グループ年度予算及び当社グループ中長期事業計画を承認する。

期中においては、当社グループの月次業績を取締役会でタイムリーに把握できるシステムを運営する。また、当社グループ業務執行取締役が職務執行に関する討議を行う場を週次で設けて、当社グループ業務執行取締役による職務執行の適時性及び効率性を確保する。

⑤当社グループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及び当社グループの取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社の年度予算及び中長期事業計画と併せて当社グループの年度予算及び中長期事業計画を策定し、当社及び当社グループの業績を月次で当社取締役会に報告するシステムを運営する。

また、当社のコンプライアンス主管部署は当社及び当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、当社の内部監査主管部署は当社グループ各社の監査を定期的に行って当社に報告する。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社監査役から求めがあったときは、監査役と協議の上で定める期間中、当社取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。

監査役の職務を補助する使用人は、監査役の監査業務に必要な指示を受けた場合、当該指示の遂行に関して当社取締役の指揮命令を受けない。また、当社は、当該使用人の人事異動及び監査役補助業務に関する人事評価については、監査役の意見を尊重する。

⑦当社グループの取締役並びに使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び重大な法令・定款違反があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する。

また、当社グループの取締役並びに使用人等は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当社は、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款違反行為などコンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための体制を整備する。

当社グループの取締役及び使用人は、各監査役がその職務遂行上必要があると判断した場合、当該監査役に対して内部通報制度の通報状況及びその内容などについて報告及び情報提供を行う。

当社グループは、本条に定める報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止するとともに、その旨を全役職員に周知徹底する。

⑧当社の監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に関する方針及びその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役の職務執行上必要と認められる費用については、監査役会の合意に基づいて監査役より提示された年度予算案を当社年度予算案に組み入れて当社取締役会で承認することとする。

また、当社は、監査役が指名する取締役をして監査役と適時に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて適時に監査役、内部監査主管部署及び会計人との情報共有を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

財務・管理部が事務局となり、日本在住の取締役（社外除く）・監査役（社外除く）・社員が集まって“Operations Review”を定期的で開催し、当社グループ事業の進捗状況や各種連絡事項を共有・確認しております。この“Operations Review”に引き続いて法令遵守やリスク管理に関する「確認会議」を不定期で開催しており、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報管理、内部統制の向上等を目的としたトピックを選定して、知識の共有や質疑応答を行っております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録・取締役会議事録等取締役の職務の遂行にとって重要な書類を社内規程に則って適切に保存・管理しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を制定し、同規程に沿ってリスク管理体制を適切に構築・運用しております。事業等のリスクを含む全社の「リスクの分類」、「リスクマトリックス」、「リスク回避」等については、社内会議において全役職員で複数回の協議・確認を行なっており、また、リスク・マネジメント、災害時等の危機管理の両マニュアルを作成しております。

また、当社では各役員・社員が即時に社内で情報を共有できる社内チャットツールを整備して、リスクに関する情報を入手したときに正確かつ迅速にその情報を共有できる体制を構築しております。さらに、当社全常勤役員が出席して毎週開催している“Executive Committee Meeting”において主要経営課題に関する最新情報の共有及び施策の議論を行い、これらの情報共有・議論を通じてリスクの洗い出し・評価と必要な対応に関する検討を行っております。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、まず当社担当部署及び子会社において年度予算・長期事業計画及びその達成のために必要な施策を立案しております。その上で、期中においては、毎月の連結月次業績を定例取締役会に報告し、取締役が当社グループ全体の業績をタイムリーに把握できる体制を運用しております。

⑤ 当社グループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及び当社グループの取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は 2022 年よりグループ内部監査システムを運用しており、当事業年度においても当社及び当社子会社の内部監査（実査）を実施いたしました。

また当社は、内部通報規程を制定しております。グローバルな内部通報システムを提供する外部専門企業と契約を締結し、当該企業のサービスを利用した当社グループ共通の内部通報制度の運用を 2024 年より開始しております。

また、当社常勤取締役全員が子会社 Innovacell GmbH の取締役 (Managing Director) に就任しており、当社全常勤役員が出席して毎週開催している“Executive Committee Meeting”において重要な情報の報告・共有を行うことにより子会社に対する牽制機能が働くようにしております。

⑥ 当社グループの取締役並びに使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社常勤取締役と常勤監査役はともに毎週開催している“Executive Committee Meeting”の定例出席者であり、必要に応じて常勤取締役がタイムリーに常勤監査役に対して情報共有や報告を行うことができる仕組みとなっております。また、当社での毎週開催している会議（“Operations Review”）には当社の日本在住全常勤取締役、全社員及び常勤監査役が定例で出席しており、必要に応じて社員が常勤監査役に対してタイムリーに情報共有や報告を行うことができる仕組みとなっております。

さらに、当社の取締役並びに使用人等は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。

第5期 計算書類

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

イノバセル株式会社

本計算書類に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数、比率について切捨てして表示しております。

貸借対照表
(2025年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	2,421,867	【流動負債】	94,830
現金及び預金	2,379,431	未払金	80,231
前払費用	10,240	未払法人税等	8,360
未収消費税等	29,067	預り金	4,080
その他	3,128	賞与引当金	2,157
【固定資産】	5,117,632	負債合計	94,830
有形固定資産	20,192	純資産の部	
建物附属設備	16,113	科目	金額
工具、器具及び備品	4,078	株主資本	5,443,003
投資その他資産	5,097,440	資本金	4,131,360
関係会社株式	5,077,705	資本剰余金	2,065,555
その他	19,735	資本準備金	2,065,555
		利益剰余金	△753,912
		その他利益剰余金	△753,912
		繰越利益剰余金	△753,912
		新株予約権	2,001,666
		純資産合計	7,444,669
資産合計	7,539,500	負債及び純資産合計	7,539,500

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
【売上高】		-
【売上原価】		-
売上総利益		-
【販売費及び一般管理費】		701,633
営業損失 (△)		△701,633
【営業外収益】		
受取利息	1,696	
受取保証料	2,917	
雑収入	7	4,621
【営業外費用】		
支払利息	12,664	
為替差損	11,026	
資金調達費用	32,000	55,690
経常損失 (△)		△752,702
税引前当期純損失 (△)		△752,702
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失 (△)		△753,912

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						新株予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,850,637	1,557,730	-	1,557,730	△772,899	△772,899	3,635,468	1,666	3,637,134
当期変動額									
新株の発行	1,280,723	1,280,723		1,280,723			2,561,447		2,561,447
当期純損失					△753,912	△753,912	△753,912		△753,912
資本準備金の取崩		△772,899	772,899	-					-
欠損填補			△772,899	△772,899	772,899	772,899	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額合計								2,000,000	2,000,000
当期変動額合計	1,280,723	507,824	-	507,824	18,986	18,986	1,807,534	2,000,000	3,807,535
当期末残高	4,131,360	2,065,555	-	2,065,555	△753,912	△753,912	5,443,003	2,001,666	7,444,669

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 5,077,705千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等である関係会社株式の取得原価は、関係会社株式の実質価額が取得原価に比べて著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行う必要があります。

当社は、関係会社株式への出資に際して、当該企業の事業の将来性を鑑み、その事業計画等に基づいた当該企業の超過収益力等を評価しており、超過収益力等の評価額が取得原価に含まれております。当該超過収益力等が多額に含まれている関係会社株式の評価については、当該企業の財政

状態の悪化あるいは超過収益力等が見込めなくなったことによる実質価額の著しい低下がないか検討しており、低下が認められる場合には、回復可能性が事業計画等の十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損を認識します。これらの評価は、開発を進めているパイプラインの状況や市場動向などに基づく事業成長等の仮定を含め、経営者により承認された関係会社の将来の事業計画等に基づいて算定しており、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。

関係会社株式について、当事業年度末における実質価額の著しい低下がないことから、評価損を計上しておりません。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境やパイプラインの開発状況等により、関係会社株式の減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,526 千円
(2) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	5,680 千円
(3) 取締役に対する金銭債務	
短期金銭債務	2,704 千円
(4) 関係会社の金融機関からの借入債務に対する保証	3,110,192 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	6,735 千円
営業外取引による取引高	2,917 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	29,072,442 株	4,263,260 株	－ 株	33,335,702 株
A 種種類株式	1,249,793 株	－ 株	1,249,793 株	－ 株

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当増資により普通株式 3,013,467 株の発行を実施したことによるもの、及び A 種種類株式から普通株式へ 1,249,793 株の転換を実行したことによるものであります。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

① ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数			
		当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
ストック・オプションとしての第 1 回新株予約権	普通株式	1,121,200 株	－ 株	264,240 株	856,960 株
ストック・オプションとしての第 2 回新株予約権	普通株式	983,200 株	－ 株	115,700 株	867,500 株
ストック・オプションとしての第 3 回新株予約権	普通株式	168,300 株	－ 株	－ 株	168,300 株
ストック・オプションとしての第 4 回新株予約権	普通株式	－ 株	597,800 株	－ 株	597,800 株

② ラチェット型新株予約権

(単位：千円)

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の金額			
		当事業年度 期首残高	当事業年度 増加額	当事業年度 減少額	当事業年度 期末残高
ラチェット型新株予約権 (注)	普通株式	—	2,000,000	—	2,000,000

(注) 当社は、2025年7月4日開催の臨時株主総会において承認可決された「ラチェット型新株予約権発行の件」(以下、当該ラチェット型新株予約権「本新株予約権」という。)について、2025年8月7日開催の取締役会で2025年8月13日に割当ててことを決議いたしました。これに伴い、2025年8月13日(払込期日)までに本新株予約権の発行価額の総額の払込みが完了いたしました。

本新株予約権の概要は、以下のとおりであります。

割当決議日	2025年8月7日
割当先	法人等1名(内、既存株主0名)
新株予約権の個数(個)	1
発行価額(千円)	総額 2,000,000(本新株予約権1個当たり2,000,000)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	<p>■本新株予約権の目的たる株式(以下、「転換対象株式」という。)の種類は当社の普通株式とする。</p> <p>■本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分する数は、行使される本新株予約権の払込金額の総額を、転換価額(※1)で除して得られる数とする。本新株予約権の行使により発生した端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額(円)	総額 1円(本新株予約権の1個当たり1円)
行使期間、行使条件及び取得条項	<p>■本新株予約権は、取得条項(※1)により当社が本新株予約権を取得する場合を除き、以下のいずれかの行使条件(※1)を満たす場合に、割当日以降いつでも行使することができる。</p> <p>(i) 適格資金調達の実行、(ii) IPOの完了、(iii) 支配権移転取引等の完了、(iv) 本償還日(割当日の24か月後の応当日)の到来のいずれかの事由の発生(※2)</p>
株式発行時の株式の発行価格の総額及び資本組入額(千円)	発行価格の総額 2,000,000 資本組入額 1,000,000
譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得は、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(※1)(4)

※1) 行使条件、転換価額及び取得条項は以下の通りであります。

	行使条件	転換価額	取得条項
(1)	適格資金調達	適格資金調達が行われた場合、本転換価額は当該資金調達における1株当たりの払込金額に0.9を乗じて得られた額(但し、850円を上限とする。)とする。	適格資金調達の完了を条件として、当該完了日(但し、当該完了に先立ち)において、当社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における本転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の算出にあたり1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従い金銭を交付する。
(2)	償還日	850円	本償還日において、当社は当該時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。
(3)	IPO	適格資金調達の実行日若しくは本償還日若しくは当社による支配権移転取引等の承認に先立ち、IPOが完了した際の転換価額は、当該IPOに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開(募集・売出し)における1株当たりの公募・売出価格に0.9を乗じて得られた額(但し、850円を上限とする。)とする。	IPOの完了を条件として、当該完了日(但し、当該完了に先立ち)において、当社は発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。
(4)	支配権移転取引等	適格資金調達の実行日、本償還日又はIPOが完了する日に先立ち、当社が支配権移転取引等を承認した際の転換価額は、850円とする。	当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の取締役会が別に定める日において、当社は当該日の前日の時点で発行済みの本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権の取得と引き換えに、当該本新株予約権の払込金額の総額を当該時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

(※2) 各用語の定義は以下の通りであります。

	用語の定義
適格 資金調達	2025年9月1日以降に当社が資金調達を主たる目的として行う株式の発行（但し、当該発行に際し転換により発行される株式の発行価額を除く総調達額が500,000千円以上のものに限り、IPOを除く。）。
IPO	金融商品取引法第2条第16項に定める金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在する取引所に当社の有価証券を上場すること。
支配権移転 取引等	(i) 当社の資産の全部若しくは実質的に全部の売却、譲渡若しくはその他の処分 (ii) 合併、株式交換、株式移転若しくは株式交付（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。） (iii) 吸収分割又は新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。） (iv) 当社の総株主の議決権の過半数を表章する株式の譲渡又は移転を意味する。但し、かかる行為が当社の持株会社の設立のみを目的とする場合、又は純粋な資金調達取引を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	
研究開発費	1,504千円
未払事業税	2,189
繰越欠損金	866,909
賞与引当金	660
その他	602
繰延税金資産小計	871,866
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△866,909
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,956
評価性引当額小計	△871,866
繰延税金資産の純額	-

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(a) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金に限定し、第三者割当増資並びに借入により資金を調達しております。増資並びに借入により調達した資金の用途は主に研究開発資金及び事業運営資金であります。

(b) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。株主、役員又は従業員からの長期借入金には研究開発資金及び運転資金の調達を目的とした固定金利での借入金であり、外貨建てのため為替変動リスクに晒されています。

(c) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

該当事項はありません。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(d) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における当社の保有する金融商品は、現金及び預金、未払金であり、これらは、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千ユーロ)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Innovacell GmbH	オーストリア共和国インスブルック	627	細胞治療・再生医療研究開発	所有 直接100	出資、役員兼任、債務保証、業務委託	受取保証料	2,917	未払金	5,680
							業務委託	6,735		
							債務保証(注1)	3,110,192	債務保証	3,110,192
							増資引受	2,591,700		

(注) 1. Innovacell GmbH における金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額には、債務保証の期末残高(16,872千ユーロ相当)を記載しております。

2. 取引条件につきましては、市場価格又は一般的な取引条件を参考にして決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 163円28銭

(2) 1株当たり当期純損失 △23円50銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 公募及び第三者割当による新株式の発行並びに株式の売出し

当社は、2026年1月19日に株式会社東京証券取引所により上場承認を受け、2026年2月24日付で同取引所グロース市場に株式を上場する見込みであります。この上場にあたり、2026年1月19日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行並びに引受人の買取引受による売出し、株式のオーバーアロットメントによる売出しに関して決議し、2026年2月12日に条件決定いたしました。公募による新株発行については2026年2月23日まで、第三者割当による新株式の発行については、2026年3月25日に払込を受ける見込みであります。その概要は以下のとおりであります。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 募集方法	ブックビルディング方式による募集
(2) 発行した株式の種類及び数	普通株式 8,400,000 株
(3) 発行価格	1 株につき 1,350 円
(4) 発行価格の総額	11,340,000 千円
(5) 引受価額（注）	1 株につき 1,248.75 円
(6) 引受価額の総額	10,489,500 千円
(7) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 5,244,750 千円 増加する資本準備金の額 5,244,750 千円
(8) 払込期日	2026年2月23日

(注) この価格は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売出株式の種類及び数	普通株式 725,300 株
(2) 売出価格	1 株につき 1,350 円
(3) 売出価格の総額	979,155 千円
(4) 引受価額	1 株につき 1,248.75 円
(5) 引受価額の総額	905,718 千円
(6) 受渡期日	2026年2月24日

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売出株式の種類及び数	普通株式 1,368,700 株（最大）
(2) 売出価格	1 株につき 1,350 円
(3) 売出価格の総額	1,847,745 千円（最大）
(4) 受渡期日	2026年2月24日

4. 第三者割当による新株式発行（オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資）

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式 1,368,700 株
(2) 払込金額	1 株につき 1,248.75 円
(3) 払込金額の総額	1,709,164 千円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 854,582 千円 増加する資本準備金の額 854,582 千円
(5) 申込期日	2026 年 3 月 24 日
(6) 払込期日	2026 年 3 月 25 日
(7) 割当先	野村證券株式会社

5. 調達する資金使途及び支出予定時期

手取金の使途	金額（千円）	支出予定時期
国際共同治験が進行中である ICEF15 の開発資金等	6,932,000	2026 年度～2027 年度
子会社の EIB からの借入金の前倒し返済	3,100,000	2026 年 3 月 31 日
人件費、商業化準備費用、設備投資等	2,107,364	2026 年度～2027 年度

(2) 子会社の第三者割当増資の引受及び債務保証の解除

当社は、2026 年 1 月 22 日開催の取締役会において、当社の完全子会社である Innovacell GmbH において、以下のとおり増資を実施することを決議しました。その結果、当該ローンに付随する当社の債務保証が解除する見込みであります。その概要は以下の通りです。

増資の目的	主に、当社連結子会社 Innovacell GmbH が借入れている EIB（欧州投資銀行）ローンの早期返済資金に充当すること
引受金額	18,000 千ユーロ
払込予定日	2026 年 2 月 27 日
増資後資本金	1,000 千ユーロ
出資比率	100%

(3) ラチェット型新株予約権の転換

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、当社が発行した「ラチェット型新株予約権」について、IPOの完了により2026年2月24日に株式へ転換することを決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の転換個数	1 個
(2) 転換される予定の新株予約権額面金額	2,000,000 千円
(3) 発行する予定の株式の種類及び数	普通株式 2,352,942 株
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 1,000,000 千円 増加する資本準備金の額 1,000,000 千円

(注) 当ラチェット型新株予約権の詳細につきましては、5.株主資本等変動計算書に関する注記の(2)新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 ②ラチェット型新株予約権をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

イノバセル株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 木村直人
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤沢秀比古
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イノバセル株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2026年1月19日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行並びに引受人の買取引受による売出し、株式のオーバーアロットメントによる売出しに関して決議し、2026年2月12日に条件決定をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告書に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象： 2026年2月24日の東京証券取引所グロース市場への新規上場により、約105億円の新たな資金を調達しました。
詳細は、当社が関東財務局長に提出した2026年1月19日付有価証券届出書、同年2月4日付及び2月12日付有価証券届出書の訂正届出書に記載のとおりです。

(注) 常勤監査役高木茂、監査役廣瀬真利子及び監査役上住敬一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

上記の報告書の経過およびその結果を明確にするため、各監査役において次頁に記名押印（または署名）する。

2026年2月24日

イノバセル株式会社 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 高木 茂 印

社外監査役 廣瀬 真利子 印

社外監査役 上住 敬一 印

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

代表取締役 Co-CEO ノビック・コーリン

2. 議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

2025年12月31日時点で発生している繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るため、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

1. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 会社法第448条第1項の規定に基づき、当社の資本準備金753,912,866円を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年3月31日

2. 剰余金の処分の要領

上記資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、会社法452条の規定に基づき、上記振替後のその他資本剰余金753,912,866円のうち753,912,866円を減少して、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額 753,912,866円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額 753,912,866円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日 2026年3月31日

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（2025年3月27日開催の第4回定時株主総会において、年額500百万円に改定。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡

制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件といたします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、また、対象取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の最大数の発行済株式総数に占める割合は、0.23%以下であり、希薄化率は軽微であることから、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の払込期日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位のいずれの地位をも退任又は退職した時点の直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された時点の直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の

承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

● 株主総会会場ご案内図

東京都港区芝二丁目7番17号 住友芝公園ビル6階 ベルサール芝公園
 (会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)

